

Title	アンチノミーと充足理由律の問題(本文)
Author(s)	長田, 蔵人
Citation	哲学論叢 (2002), 29: 13-26
Issue Date	2002-09-01
URL	http://hdl.handle.net/2433/24311
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

アンチノミーと充足理由律の問題

長田 蔵人

カントは「純粋理性のアンチノミー」(B398) という事態を、ヒュームによる因果律批判に並んで、哲学を独断の「まどろみ」(Schlummer) に陥ることから守るものである (B434, cf. Prolog. § 50, IV338) と述べている。このようにアンチノミーとヒュームの因果律批判が同列に扱われていることは、もちろん単なる偶然ではなく、両者はともに、「あまりにもっともらしく見えて、一般の常識すらもそれに賛同しているほどであるような原則」(A VIII) と言われるところの、充足理由律 (der Satz vom zureichenden Grund / principium rationis sufficientis) をめぐる問題として、根を共有するものである。そしてカントの理解によれば、この原則に無制限の妥当性を認めることから、我々はこれまで「不分明と矛盾」(Dunkelheit und Widersprüche) (ibid.) に陥っていた一方、それを超越論的観念論の立場から基礎付け直すということが、「超越論的分析論」における核心的課題の一つだったのである (cf. B246, 264)。しかしこの自己理解に見られるカントの基本構想、即ち、従来の認識論的枠組みでは必然的に矛盾に陥り、その苦境は超越論的観念論の立場に立つことによって克服される、という構想は、その最初の前提において躓かざるをえないように見える。つまり、アンチノミーに陥ることの必然性、具体的には、カントによる各対立命題の証明の妥当性に対して、これまで多くの疑義が唱えられてきたのである。そこで本稿が目指すのは、これらアンチノミーの各証明を、充足理由律を無制約的に適用させようとする理性の「論理的要請」という前提との関係から捉え直し、アンチノミーのいくつかの証明について、より明確な理解に近づくことである。この理解によって同時に我々は、因果律の基礎付けを含めた超越論的感性論・分析論の取り組みに対して、アンチノミーという事態が突き付けていた課題の重要な側面を照らし出してみたい。

1. アンチノミーにおける理性の「論理的要請」

我々はまず、アンチノミーの原因である「超越論的仮象」が生じる過程の確認を通じて、そこに見られる理性の「論理的要請」(das logische Postulat der Vernunft) (B526) と充足理由律との関係を明確にしておきたい。その際、特に、この原則がそこでいかなる役割を果たしているのか、そしてそれについてカントが何を問題視していたのか、という点に注意し

たい。

理性の働きは認識の多様性をできる限り最小限の原理に帰着させる (B361) という欲求に基づいており、カントは、その欲求に従って「無制約者」(das Unbedingte) を求めることは、「人間理性の自然的素質」(die Natur der menschlichen Vernunft) (B380) である、と考える。アンチノミーにおいてその本質規定が問題となる「世界」(Welt) の概念は、「あらゆる現象の総括」(Inbegriff aller Erscheinungen) (B447) として、理性がその本性に従って求める無制約者の一つである。しかしこの理性概念(理念)の指し示す対象は、それ自体は経験的直観においては決して与えられないものであり、単なる推論の産物にとどまる。カントはその限りにおいて、我々をこの対象へと向かわせる理性の原則は単に「主観的必然性」(B353) を持つに過ぎないとする。それは、無制約者を求めて制約系列の背進的総合、つまり結果から原因への遡求をできる限り続行せよと命じる、判断のための単なる「論理的格率」(die logische Maximen) (B364) である。これに対して、そのような単なる「主観的原則」(B354) が指示する無制約者の理念を、客観的实在性を持つものへと摩り替えてしまう手続きが「弁証的理性推理」(dialektischer Vernunftschluss (B397), dialektischer Schluss (B390)) である。「世界」の理念に客観的实在性を与える弁証推理は、次のように定式化されている。

大前提：もし被制約者が与えられれば、そのすべての制約の系列全体もまた与えられている。

小前提：ところで感覚の対象は、被制約者として与えられている。

結論：それゆえに制約の系列の全体も、したがってまたこの全体を可能にする無制約者も、与えられている。(B525, cf. B364)

周知の通りカントはこの推論を、媒概念多義の誤謬 (sophisma figurae dictionis) を含んでいるものとして退ける (B527f.)。それは、「被制約者」(das Bedingte) という概念が、大前提では物自体として考えられているのに対し、小前提では現象を表しているということである。カントによれば、大前提の命題は「与えられた結論のために完全な諸前提を設定しようとする論理的な要求」(B528) に基づくものである。そして大前提が論理的な要求に基づいているということは、認識の感性的制約を度外視して対象を物自体としてみなしたときには、それがそのまま客観的原則として妥当するということでもある。なぜならば、認識における感性固有の働き(感性的直観を通じての対象への関係づけ)を見過ごした場合には、論理的な関係だけが実在者間の本質的関係を規定するかのようにならざるを得ないからである。「もし我々が感性的直観の制約を度外視して、一切を純粹悟性概念だけによって表象する (vorstellen) ならば、我々は直ちに次のように言うことができる。即ち、与えら

れた被制約者に対しては、順次に従属関係をなす諸制約の系列全体もまた与えられている」(B444)。ところがカントによれば、我々は対象をそのような、我々の認識の仕方とは無関係な在り方をする物自体として認識することはできず、我々が認識しうる対象とは、感性的直観を通じてのみ与えられうる対象、即ち現象に他ならない。したがって、このような現象としての「感覚の対象」に言及する小前提を媒介にして、大前提から結論を導くということとはできないのである。

ここで注意せねばならないことは、上の引用 (B444) から察せられるように、カントが大前提の命題について、純粋に論理的な要求としてはその妥当性を問題にしていない、という点である。これは他の二つの理念（靈魂、神）に関する弁証推理についても言えることであるが、誤謬の原因は無制約者を求めるという「論理的要請」そのものにあるのではなく、感性与悟性の役割について本質的な区別を設けないことによって、この要請を我々の認識対象に直接に適用してしまうということにある。感性与悟性とを区別しないということ、言い換えれば、感性的直観が、悟性による総合ないし判断とは全く異なる独自の仕方でもって認識にとって不可欠であることを見過ぐすということは、我々の認識の対象を、我々に与えられる仕方とは関係なくそれ自体において存在しているものとみなすということである。このような立場をカントは超越論的实在論と呼ぶが、この場合には、認識における感性的制約の固有性、あるいは、空間・時間のうちに実在することによってはじめて可能となるような諸規定が看過されているゆえに、命題や概念は論理的に妥当しさえすれば、つまり矛盾さえ含まなければ、客観的妥当性を持ちうると思われる。それゆえに、無制約者を求めて制約の背進的综合をできる限り続行せしめるための単なる主観的原則、「統制的原理」(regulatives Prinzip) (B537) としての論理的要請が、無制約者の実在性を示す客観的原則、「構成的原理」(konstitutives Prinzip) (ibid.) へと摩り替えられてしまうのである(「超越論的摩り替え」(transzendente Subreption) (B537))。こうして超越論的实在論によって、「世界」は それ自体において実在する一つの全体 とみなされ(「超越論的仮象」(transzendentaler Schein) (B352))、したがって例えば、その総体量に関して、有限か無限かのどちらかでなければならぬという二者択一を迫られることになる。

以上のように、「超越論的仮象」が「自然的かつ不可避的な誤謬」(natürliche und unvermeidliche Illusion) (B354) であるとされるその 不可避性 の一因は、弁証的理性推理における大前提の命題が、それ自体としては否認されない純粋理性の論理的要請であるという点に求められることになる。

この論理的要請とは、与えられた被制約者のためにその制約系列の絶対的完全性を要求するものであるが、それは元来、「なぜそれがそのようであり、それ以外ではないのかとい

うことの理由なしには、何事も生じない」⁽¹⁾と定式化されていた充足理由律の、一方式として理解できる。というのは、ある出来事が、そこに至るまでの系列を成す諸原因からの結果である場合、その結果がそのようであってそれ以外ではありえないということは、その諸原因の系列について未規定の部分が残されているとは断定できないからである。したがって、制約系列の完全性を求める理性の論理的格率は、充足理由律のいわば「系」(corollary)であると言えるだろう。

アンチノミーが不可避的であるという主張は、そもそも理性が以上のような要求をせざるをえない、という前提に基づいている。そして前述のようにカントが問題にするのは、この理性の要求そのものではなく、この要求に論理的妥当性を認めることと、それを我々の認識対象(現象)に関わる客観的原則としてみなすこととの区別が隠蔽されてしまっているという状況である。アンチノミーという苦境の原因は、充足理由律についてこの区別を見出せなかったということにほかならない。そしてアンチノミーにおける各テーゼの証明が妥当性を持つものであるというカントの主張を理解するために必要であるのは、まさにこの点、つまり、対立する証明がそれぞれこの原則に基づく理性の「論理的要請」を客観的原理として前提してしまっている、という理解である。

次に我々は、以上のような観点からアンチノミーの具体的な議論をどのように捉え直すことができるかということ、多くの解釈者によってその妥当性が問題視されてきた第一、第三アンチノミーの証明を中心に吟味してみたい。

2 - 1 . 「一つの全体」としての「世界」

第一アンチノミー・正命題の検討(1)

第一アンチノミーの正命題は、時間・空間そのものの有限性ではなく、実質的事物の集合から成る世界の時間的、空間的有限性を主張するものである⁽²⁾。そしてその証明方法は帰謬法である。これらの点を踏まえた上で、この証明と充足理由律との関係について明らかにしてみたい。

第一アンチノミー・正命題では、世界の時間的有限性は次の仕方で主張される(B454)；

- (1) 世界が時間的な始まりを持たないと想定するならば、どの与えられた時点〔例えば現在〕についても、それまでに「一つの永遠」が、したがって「世界における事物の、次々に継起する状態から成る一つの無限系列」が、経過〔完結〕したことになる。
- (2) ところで系列の無限性とは、その系列が継起的総合(sukzessive Synthesis)によって完結されえないという点に存する。
- (3) したがって「一つの過ぎ去った無限的世界系列」(eine unendliche verflossene Weltreihe)ということは不可能であり、それ故に世界の始まりということが世界の現実存在の必

然的制約である。

この証明に対しては二つの問題点を指摘できる。第一に、ここでは無限性の意味が完結不可能性として捉えられた上で(2) 現在までに至る一つの世界系列が過ぎ去ったということから、つまり現在において世界の時間系列が完結しているということから、それは無限ではありえない、と推論されているように見える。しかしJ. ベネットの指摘する通り、完結不可能な系列としての無限系列とは、その系列の少なくともどちらか一方の端さえ開かれていれば成立しうるものである (Bennett 118)。したがって世界系列が現在において閉じているからといって、その無限性が否定されるということにはならない。それにも関わらずカントはここで、系列の両端が閉じられていないという意味での無限系列の正しい概念と、系列の一方の端だけでも閉じられてはならないという誤った無限性概念とを混同し、時間系列は現在において完結されている故にそれが無限であることは不可能である、と推論してしまっているように思われるのである (Bennett 118ff.)。

第二の問題点は、超越論的实在論の立場から為されているはずのこの証明において、「継起的総合」(覚知の総合)というカント自身の超越論的観念論の原理が持ち出されているという点である。この問題は、世界の空間的有限性の証明において、空間的量の可能性が時間的過程(継起的総合)へと還元されるに至って、最も明白となる。

〔世界の空間的な無限性を想定する場合〕、一切の空間を占める世界を一つの全体として考えるためには、一なる無限的世界の部分の継起的総合を、完結されたものとしてみなさねばならない、言い換えれば、同時存在する一切の事物を枚挙することにおいて無限の時間が経過〔完結〕したと想定しなければならない。だがこのことは不可能である (B456)。

このような空間的量の可能性の理解は明らかに、实在性を認識能力との関係で考える超越論的観念論の特質であると言える。これでは、超越論的实在論によって必然的にアンチノミーに陥り、その苦境は超越論的観念論によってのみ解決されうる、というアンチノミー論の基本構想が崩壊しかねない。その上、N. ケンプ・スミスやB. ラッセルが指摘しているように、無限の過去から現在がどれほど遠くにまで達しているのかを我々が把握しえないということと、世界系列が実際に無限であるか否かということとは、そもそも何ら本質的な関わりはないのである (Kemp Smith 484, Russell 160ff.)。

これら二つの問題点はいずれも、カントがここで示している「無限性」理解に関わるものである。そして、ベネット、ケンプ・スミス、ラッセルは(またP.F. ストローソンも)、

カントのこの証明は「無限」ということそのものの不合理性・不可能性に訴えるものである、と理解したうえで、上記のような点を指摘して、証明の有効性に疑問を投げかけているのである⁽³⁾。しかし我々は、アル・アズム、H. アリソンに従って、これとは異なる観点からカントの議論を捉え直したい。先に述べたように、ここで主張されているのは時間・空間そのものの有限性ではなく、事物の全体としての世界の有限性である。そこでこの証明は、無限性そのものの不合理性・不可能性に基づいているのではなく、無限性の概念と、「与えられた一つの全体」(B456) とされる「世界」概念との間の「折り合い」(compatibility) がその要になっている、と理解されるべきである (Allison 39)。つまりこの証明は、「世界」が一つの全体でありながら同時に無限である、ということの不可能性を根拠にしようとするものである。そしてこの観点から、カントのここでの議論を、超越論的観念論の原理に頼らないものとして読むことができる。

まず「世界」概念について、ここではこの概念は「一つの全体」という意味を既に含んでいるものであり、「世界における事物の状態の系列」がこのような「全体」を成すには、それは「完結」された系列でなければならない、と考えられている (上記 B456 の引用参照)。つまりこの証明は、世界系列が「一つの全体」を成すためには、その系列の継起的総合の完結が必要であるということを前提としているのである (Al-Azm 10-12, Allison 42-44)。ところで次に、我々はこの総合ということ、ここでは必ずしも認識能力と結び付けて考える必要はない。カントは「全体」ということについて二つの種類、即ち、部分の集合から成り、したがって部分によって初めて可能であるような全体と、部分に先立ち、部分がそれによって初めて可能となるような全体とを、区別して考えている (B466)。前者はその本質からして合成体 (Kompositum) であり、部分の総合の完成によってのみ思惟せられる総体 (Totalität) である。一方後者は、合成や総合の結果としてではなく、まず直観的に与えられ、その如何なる部分もその制限としてのみ可能である、というような全体 (Totum) である。例えば感性形式としての時間・空間は、このような Totum であるとされる (B466)。すると、カントが「世界」を、完結された総合によってのみ可能であるところの総体と規定するとき、それは認識能力への言及というよりもまず、「世界」が部分の集合から成る全体、即ち Kompositum であり、その系列が個々バラバラな構成要因から成る diskret な系列であることを意味している、とも考えられるのである⁽⁴⁾。したがってカントが「世界」の空間的有限性の証明において、或る量の総体 (Totalität) は「完結された総合によってのみ、つまり単位 (Einheit) を単位へと繰り返し付け加えるということによってのみ、考えられる」(B456) と言うときも、実際に継起的総合を遂行せよということではなく、この全体が Kompositum として、本質的にそのような部分の積み重ねという仕方而成り立っている、

ということの意味しているに過ぎないとも言うるのである。そして、そのような集合や系列が「全体」を成すには、その合成（総合）が完結されていなければならない。「一つの全体」でありながら同時に無限であるということが出来るのはTotum だけであり、逆に、個別的に与えられた部分から成る集合がTotalität を成しているかどうかは、その部分の集合（総合）が完結されているか否かにかかっている。ところで他方、上記(2)の引用において、無限性とはそのような総合が完結されえないこと、と定義されている。したがってカントはこの証明において、無限性そのものが不合理で不可能であるということを主張しているのではなく、このような完結された一つの全体としての「世界」が同時に無限であることは不可能である、と述べているのである (cf. Al-Azm 13f., Allison 43)。

2 - 2 . 理性の「論理的要請」に基づく前提

第一アンチノミー・正命題の検討(2)

こうして我々は、カントによる正命題の証明に向けられてきた従来の批判をかわすと同時に、「その真の弱点」(Allison 44) に行き着いたと思われる。それは、そもそもなぜ世界系列が 完結された全体 として想定されねばならないのか、ということである。アリソンはここに、カントの議論の行き詰まりを認めている (44ff.)。彼によれば、カントはこの想定 of 根拠に対する問いを全く無視しているわけではない。この問題は結局、与えられた被制約者に対してその制約系列の全体を考える理性固有の必要性、という主張へと還元されるだろう (45)。しかしアリソンは、この理性の要求が、後にカント自身によって明確に否認されてしまうということに最大の問題がある、と考える (ibid.)。アリソンによれば、制約の系列が 完結された全体 を成すという想定は、カントの言う「超越論的仮象」である。したがって、対象を物自体とみなす超越論的实在論の立場にとってはこの誤謬は避け難いとはいえ、この 全体 を想定するという理性の要求そのものが「仮象」として否認される限り、正命題の証明が「強制力を持つ」(compelling) という考えは捨てざるをえないのである (ibid.)。

我々はアリソンのこの議論に完全に同調することはせず、問題点をもう少し正確に見極めねばならない。完結された全体 としての「世界」という前提が、理性固有の要求に基づいていることは確かである。しかし第1節で確認した通り、カントはこの理性の要求そのものを「超越論的仮象」として否認するわけではない。その要求は充足理由律に基づくものであり、カントはこの原理の、論理的格率としての妥当性は問題にしていない。カントがこの原理そのものを否定してしまうのではないということは、アンチノミーの「批判的解決」の後も、この原理が主観的格率、統制的原理として残されることから明らかであ

る。したがって誤謬として否定されるのは、被制約者はその制約の絶対的総体を前提するという論理的原則そのものではなく、この原則が実在の対象の在り方そのものを規定していると考えてしまうことである。そして前述のように、認識における感性固有の働きを見過ごしている超越論的実在論においては、論理的原則はそのまま客観的原則であるとみなされざるをえない。したがって、充足理由律の論理的妥当性が認められる限り、この実在論にとっては正命題の帰結は不可避的であり、その証明は「強制力を持つ」と言っているのである。

しかしながら、アンチノミーの正命題が以上のような仕方でも充足理由律に依拠しているという状況は、第一アンチノミーの議論からは読み取りにくい。その理由は、ここでは事物の全体は単にその量の観点からのみ見られており、その間の秩序、制約と被制約者との結合が直接の問題とはなっていないからであると言える。「世界」は完結された一つの全体であるという正命題の一般的前提を支える原理として、充足理由律をより明確に見てとることができるのは、因果律に基づく自然秩序の在り方を問題にする第三アンチノミーにおいてである。そこで我々は、第一アンチノミー・正命題における「世界」理解の根拠をより明確にするために、次に第三アンチノミーの正命題を検討してみたい。

3．制約系列の完全性への要求と自然法則の可能性

第三アンチノミー・正命題の検討

第三アンチノミー・正命題の証明ではまず、世界における出来事とその原因が、自然法則に従って際限のない連鎖、系列を形作っている、ということが示される。

〔ある出来事の原因としてそれに〕先行する状態は、それ自身、生起した出来事 (was geschehen ist) でなければならない。...なぜならば、その先行する状態が常に存在してきたものであったならば、その帰結もまた、そこで初めて生起したのではなく、常に存在してきたものだろうからである (B472)。

それゆえに、出来事 (Begebenheit / Ergebnis) には常に出来事が先行するという原因の連鎖、系列が存在しており、あらゆる変化には、常にその原因が存在していなければならない。

自然法則に従った因果系列をこのように性格付けた上で、カントは次のように議論を進める。

したがって、もし一切のものが自然法則だけに従って生起するのであれば、如何なる始まりも常に従属的なものでしかなく、第一の始まりというものは決して存在しないことになる。そうすると一般に、順次に原因から原因へと遡る原因の側の系列

における完全性も存在しないことになる。ところでしかし、自然法則の本質はまさに、ア・プリオリに十全に規定された原因がなければ何事も生起しない、ということのうちに存する。したがって、一切の原因性は自然法則に従ってのみ可能である、という命題は、その無制限の普遍性を主張すると自己矛盾に陥ることになる。それ故に自然法則による原因性は、唯一の原因性としては想定されえないのである (B472, 474)。

カントはここで、ただ単に、自然法則に従った原因性の他に異なる種類の原因性(「自由による原因性」)が存在しうる、という可能性の余地について主張しているのではない。第三アンチノミーの正命題では、自然法則が法則としての資格を得るために、その法則に従った制約の系列を完結せしめるものが、この系列そのものの原因として、しかもこの系列の内部で働く原因性とは異なる種類の原因性として必要である、と主張されるのである。

上記引用にあるように、カントによれば自然法則の本質的特性は、それに従って規定される原因の十全性、という点に存する⁽⁵⁾。ところが自然法則に従った因果結合は、本質的に無際限な系列を成し、言い換えれば、自然法則はその系列を自らによって断つことはできない。そうすると、その自然法則についてこのまま無制限の妥当性が主張されるならば、その法則たる所以としての十全性は失われることになる。なぜならばその場合には、或る被制約者を根拠付ける制約の系列は無限に背進され、したがってその系列は制約としては常に不完全なままに留まらざるをえないからである。それだから、制約の系列が全体として或る被制約者を十全に根拠付けているためには、他の原因によって更に根拠付けられるということのない原因性、即ち「自由による原因性」(Kausalität durch Freiheit) によってその系列が完結されているのでなければならない。自然法則はこのような根拠付けの十全性を必要としているのであり、したがってその存立は、自らの形成する秩序には属さないような原理によって支えられている、ということになるのである。

こうして第三アンチノミーの正命題は、それが単に意志の自由の問題だけではなく、世界の始源という宇宙論的問題に関するものであるという点において、また、制約の系列が「一つの全体」を成していなければならないと考える点において、第一アンチノミーの正命題と対応している。そしてこれらの議論が共通の基盤としているところの原理が、充足理由律である。ユーウィングが提示した次の定式は、この原理を前提にする正命題全般の証明の構造を明確に示している；

大前提：被制約者は、その諸制約が完全である場合にのみ、生起しうる。
 小前提：もしそれらの制約が無限であるならば、それは完全ではありえない。
 結論：それ故に諸制約は無限ではありえない。(Ewing 209)

正命題が世界系列の無限性を否定するのは、無限性そのものに問題があるからではなくて、大前提に見られる理性の要求、つまり、「ア・プリオリに十分に規定された原因なしには何事も生じえない」という充足理由律の原理に従って、世界系列が完結していなければならぬと考えるからである。そして第一アンチノミーにおいては恣意的であると思われた想定、即ち世界系列は完結された「一つの全体」であるという前提も、このような原則からの帰結である、と云っているのである。

4 . 「空虚の中の世界」の不合理性

第一、第三アンチノミー・反対命題の検討

以上のような正命題の主張に対して、次に、反対命題の証明がどのように反駁しているかということ概観しておきたい。その主張は、正命題におけるのと同じく、充足理由律に基づくものである。

第一アンチノミーの正命題は時間・空間そのものの有限性ではなく、空虚な無限的時間・空間のうちに存する物質的世界の有限性を主張するものであった。それに対し反対命題の批判は、まさにそのような、無限なる時間・空間中にさまよう有限的世界、という想定が含む不合理性に向けられる。もし世界系列が第一の始まりを持つと想定するならば、この始まりに対して空虚な時間が先行していなければならない (B455)。ところで空虚な時間とは全く斉一的なものであり、その如何なる時点も他の時点から区別されえない。するとそのような空虚な時間においては、無 に優先して 存在 を可能にするような制約を持つ特異な点を、或る特定の時点に定めるといふことの十分な根拠は見出されえない (ibid.)。したがって空虚な時間が先行するような世界そのものの始まりを想定するということは、「なぜそのようなであって、それ以外ではありえないのか」といふことの理由なしには、何事も生じない」といふ充足理由律に反する不合理な想定である。そしてアンチノミーでは超越論的實在論の立場から、世界はそれ自体において存在する諸事物の全体であるということが前提されている限り、世界は有限であるか無限であるかのどちらかでなければならず、したがって有限的世界の不合理性から、世界は時間的に無限である、ということが結論されるのである⁽⁶⁾。

同様に第三アンチノミーの反対命題も、充足理由律に従って「無制約的原因性」といふ想定の不合理性を主張するのであるが、ここでは正命題においてそうであったように、自然因果律の成否が問題にされる。つまりカントは反対命題の論証を、自然因果律の普遍妥当性とそれに基づく 自然の統一 とを損なわせてはならない、という動機に基づくもの

として提示している。「世界の絶対的に第一の状態や、またしたがって順次に経過する現象の系列の絶対的な始まりを案出することを、いったい誰が命じたと言うのだろうか…。世界における実体はこれまで常に存在し続けてきたし、少なくとも経験の統一はそのような前提を必要とするのである…」(B477)。自由とは、それに先立つ原因なしに因果系列を産み出す能力であり、現象の系列としての世界に絶対的な始まりがあるとすれば、そこにもこの能力が働いているはずである。しかしそれは、あらゆる出来事には時間的に先行する原因がなければならないとする自然因果律とは相容れない原理である。一旦そのような例外的な無制約的原因性を認めてしまうならば、我々の経験における因果の連鎖はバラバラにされ、法則に従ったその汎通的統一は失われてしまうことになるだろう (B475)。そして先に第一アンチノミー・反対命題の検討において確認したことに照らせば、全く同じ批判が、空虚の中の有限的世界という想定に対しても当てはまることは容易に理解されるだろう。

以上のようにアンチノミーの反対命題では、自然法則を擁護する立場であると理解された正命題に対して、むしろ「自然の全能」(Allvermögenheit der Natur) (B477) が支持される故にこそ、自由や世界の有限性が否定される。たとえ因果連鎖の無限背進という「自然の謎」(Naturrätsel) が残ったとしても、規則(自然因果律)による手引きが断たれるという損失を被ってまで自然に限界を付する、ということの必然性は見出されえないのである (B477)。

5. アンチノミーという事態によって示されている課題

以上のようにして我々は、アンチノミーの各証明が、理性の「論理的要請」としての充足理由律にどのように依拠しているか、ということを理解することができた。正命題は、充足理由律の原理に従って、AがAであってA以外でないことの 十分な理由 を与えるということのために、制約の系列の完全性を、またしたがって世界系列の有限性を主張する。制約系列が無限に遡られる場合には、条件が不定になり、AであってA以外ではありえないということは断定できなくなる。したがって系列が無限である場合には、制約の完全性ということは成り立ちえないだろう。しかしそれに対して、反対命題もまた、「十分な理由なしには何事も生じえない」という原則に照らして、空虚な空間・時間の中の有限的世界という想定の不合理性を指摘する。正命題は自然法則に従った 根拠付け の完全性ということへの理性の要求に基づいて、因果系列全体を限界付けようとするが、これに対して反対命題は、それ以上根拠付けられることのない無制約者という想定が、因果的自然秩序の統一に抵触するということを指摘せざるをえないのである。

さて、このような対立に対して、「世界」は全体としては現実的に与えられうるものではない、ということを示すのがカントの「批判的解決」であるが、この解決は、充足理由律に関して次のような内実を持っている。即ち、被制約者が与えられればその制約系列の全体もまた与えられている、という原則は、認識および実在者における時間関係を度外視しているものとして、論理的妥当性は認められても、そのままでは客観的原則としての妥当性は与えられえない。それ故にこの原則に従って 世界全体 の実在性を想定することもできない。因果法則は認識の時間的制約との関係において、言い換えれば、図式化 (schematisieren) されることによって、「あらゆる生起・変化は原因を持つ」という「経験の類推」(第二類推)の原則の形でのみ、客観的原則でありうる。この結果、制約と被制約者との関係は単なる論理的な根拠 帰結の関係ではなく、時間の経過を含んだ、作用原因とその結果、という力学的関係を意味することになる。このように、因果律を無制約者にまで拡大させないような構造として、カテゴリーの図式化(時間化)ということがその客観的妥当性の条件のうちに含まれるのである。

しかしこのように理性の「論理的要請」としての充足理由律に客観的妥当性が認められないとなると、問題は、カントの「自然法則」理解のもとで求められていた要件、即ち 根拠付けの完全性 という要件が、いかにして満たされうるのかということである。本稿ではこの要件そのものの妥当性を問うことはできなかったが、しかしカントがアンチノミーの証明を有効なものとする限りは、この要件も有効なものとして保持されねばならない。では、与えられた被制約者は制約系列の絶対的総体を前提することなしに、いかにして自然因果法則に従って「ア・プリオリに十全に」根拠付けられうるのだろうか。こうしてアンチノミーという苦境は、そのような自然の 統一 や 全体性 ということへの要求を、図式化への要求と不可分の課題として提示しているものである、ということが理解できるのである。

結語

理性の「論理的要請」としての充足理由律を踏まえることによってアンチノミーの議論を捉え直す、という試みの結果、我々は以上のような課題の二重性に光を当てることができた。この問題に対する取り組みとして超越論的感性論・分析論を振り返るとき、我々の焦点は、「与えられた一つの無限量」(B40) とされる「空間・時間」の概念や、「汎通的・合法的関係性」(der durchgängige und gesetzmäßige Zusammenhang) (A110) としての「自然の形式的統一」(A127) という概念に自ずと合わせられる。あらゆる現象は、感性・悟性形式によって可能となるア・プリオリに統一された関係性のうちで初めて実在しうるもので

あり、その意味において、現象はその制約系列の絶対的統一を前提することなく、一つの体系のうち位置づけられることになる。これが超越論的論分析論までにおけるカントの核心的結論であるが、ここではまさに、アンチノミーの正命題では否定された、無限でありながら一つの全体である ということの可能性が、超越論的観念論の立場から新たに提示されているのである。このような観点から「空間・時間」、「経験の類推」の諸原則、および「自然の統一」(Natureinheit) (B263) や「経験の統一」(ibid.) といった概念を検討する必要性を示したことで、本稿の締め括りとしたい。

註

(1) *The Leibniz-Clarke Correspondence*, p. 16.

(2) Al-Azm 8ff., Martin 51f., Ewing 211. アンチノミーにおいて空間・時間の無限性は始めから前提されているという解釈の根拠として、反対命題の証明におけるカントの次の叙述が挙げられる;「...まずこの反対命題の反対、即ち世界は空間に関して有限であり、また限界を有する、と想定してみる。そうするとこの世界は、限界を持たない空虚な空間のうちに存在するということになる」(B455)。アル・アズムによればこの想定は、それ自体において存在する無限の絶対空間とその中に存在する世界全体、というニュートン自然学の考え方と合致している (Al-Azm 9)。

(3) J. Bennett 118ff., N. K. Smith 484-487, B. Russell 160ff., P. F. Strawson 176ff.

(4) カントは別の場所で、このような全体を *totum syntheticum* と呼び、部分に先立ちそれを可能にしている全体としての *totum analyticum* と対置している (*Reflexion* 393, XV540)。

(5) この主張そのものの意味が不明瞭であり、その是非が問われねばならないところだが、さしあたり本稿では、その妥当性が認められるという想定範囲内で、考察を進めたい。

(6) この論駁は世界の空間的有限性に対しても当てはまるが、空間に関する反対命題の証明ではもう一つ、空間の存在可能性という観点加わる。物質的世界の有限性を想定した場合、世界は空虚な空間によって限界付けられているということになるが (B459)、空間とは物質を離れてそれ自体において実在するものではあり得ず、従って空間が世界の外にあって世界を限界付けるということは不可能である (B457, 459, 461)。これはカント自ら認めている通り、ライプニッツの空間概念の理解に通じるものであり (B459)、上の論点はクラーク宛の書簡にも述べられている (*The Leibniz-Clarke Correspondence*, p. 77)。

引用文献

* 『純粋理性批判』からの引用は原版の頁番号で引用箇所を示した。その際、A は第一版を、B は第二版を表す。その他のカントの著作については、アカデミー版カント全集の巻数(ローマ数字)と頁番号(アラビア数字)を表記した。

* 引用中の〔 〕はすべて筆者による補足を示す。

第一次文献

Kant, Immanuel. *Kant's Gesammelte Schriften* in 23 Bde., hrsg. von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften, Berlin, 1900-1955.

. *Kritik der reinen Vernunft*, hrsg. von Raymund Schmidt, Hamburg : Felix Meiner, 1990.

Leibniz, Gottfried Wilhelm. *The Leibniz-Clarke Correspondence*, ed. and trans. H. G. Alexander, Manchester : Manchester University Press, 1956.

第二次文献

Al-Azm, Sadik J. *The Origins of Kant's Arguments in the Antinomies*, Oxford : Oxford University Press, 1972.

- Allison, Henry E. *Kant's Transcendental Idealism — An Interpretation and Defense*, New Heaven and London : Yale University Press, 1983.
- Bennett, Jonathan. *Kant's Dialectic*, Cambridge : Cambridge University Press, 1977.
- Ewing, A. C. *A Short Commentary on Kant's "Critique of Pure Reason,"* Chicago : The University of Chicago Press, 1987.
- Martin, Gottfried. *Immanuel Kant — Ontologie und Wissenschaftstheorie*, Berlin : Walter de Gruyter, 1969.
- Russell, Bertrand. *Our Knowledge of the External World — As a Field for Scientific Method in Philosophy*, London : George Allen & Unwin Ltd., 1972.
- Smith, Norman Kemp. *A Commentary to Kant's 'Critique of Pure Reason,'* London and Basingstoke : The Macmillan Press Ltd., 1979.
- Strawson, P. F. *The Bounds of Sense — An Essay on Kant's "Critique of Pure Reason,"* London : Methuen & Co. Ltd., 1966.